

# 旅行取引条件説明書

両備ホールディングス株式会社  
募集型企画旅行(国内)の部

本旅行取引条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1. 契約

- (1)この旅行は、両備ホールディングス株式会社(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊のサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容は、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・出発前にお渡しする確定書面(最終確認書、旅行日程表)、および本取引条件説明書に定めのない事項は、当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。なお、確定書面および約款は、情報通信の技術を利用する方法で提供するそのファイルを含みます。

## 2. お申し込み

- (1)当社又は当社の受託販売会社(以下「当社ら」といいます)にご来店でお申し込みの場合、所定の申込書の提出と旅行代金(又は申込金)のお支払いがあったときに旅行契約が成立するものとします。  
\*申込金は旅行代金・取消料・違約料のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。(プランにより申込書を必要とする場合がございます。)
- (2)当社らは、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行なうことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後ににおいてはあらかじめ契約責任者が選択した構成者を契約責任者とみなします。
- (3)電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社らがお客様に旅行代金を請求した日の翌日から起算して3日以内に旅行代金(又は申込金)のお支払いがてて旅行契約が成立するものとします。この期間内に旅行代金(又は申込金)のお支払い(及び申込書が必要なプランについては申込書の提出)がされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取扱う場合がございます。
- (4)申込金の金額は、特に表示がない場合は、旅行代金の20%とします。

## 3. お申し込み条件

- (1)20歳未満の方のみでのご参加の場合は、お申し込み時に親権者の同意書が必要となります。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、お客様の性別・年齢・資格・技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りすることができます。
- (3)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。また団体行動に支障をきたすと当社らが判断する場合は同伴者の同行等を条件とする場合があります。
- (4)当社は旅行中にお客様が疾病・障害その他の事由により医師の診断又は加療を要する判断する場合は、必要な措置を取ることができます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (5)お客様の都合による別行動は原則としてできません。
- (6)お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無についても必ず添乗員その他旅程管理を行う者にご連絡いただきます。
- (7)他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- (8)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件  
1. 当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)により、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約

を締結する場合があります。ただし、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

2. 旅行契約のお申込みに際し、会員は申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。

3. 通信契約は当社らが契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約のお申込みを承諾する旨の通知をメール・FAX・留守番電話等で行なう場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。

4. 通信契約での「カード利用日」は会員及び当社らが企画旅行に基づく旅行代金の支払又は戻戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

5. 与信等の理由により会員のお申込みのクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第8項1の取消料・同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払をいただいた場合にはこの限りではありません。

なお、電話によるクレジットカードでのお支払いは、当社ツアーセンターで下記の時間のみお取扱いいたします。

9:00～18:00（日・祝日は9:00～17:00）

(但し、年末年始には営業時間を変更させていただく場合がございます。)その他当社らの業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることができます。

## 4. 契約書面および確定書面(旅行日程表・最終確認書)

(1)契約書面とは、1.パンフレット2.本旅行条件説明書3.旅行契約締結年月日を記載する書面(ただし、第3項(8)の通信契約のときを除きます)をいい、確定書面とは出発前にお渡しする旅行日程表と最終確認書のことといいます。

(2)当社らは、旅行契約成立後、速やかにお客様に契約書面をお渡しします。(お申込みの時点で募集広告・パンフレット又はホームページ等に掲載して既にお渡ししている場合があります。募集広告・パンフレット又はホームページに本旅行条件書の記載内容が全て記載されていない場合には、本旅行条件書を併せて契約書面とします。また、ホームページの場合は、プリントアウトでお渡ししたものとみなす場合があります。)

(3)当社が旅行契約により手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスは、本項(1)の確定書面に記載するところによります。

(4)当社らは、お客様に集合時刻・場所・旅行日程・利用運送機関・宿泊機関等に関する確定情報および行程表をお渡しします。

(5)確定書面は、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。年末年始およびゴールデンウイーク等の特定時期に発生するコースについては、旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。原則として、旅行開始日の7日前までにはお渡しできるよう努力します。ただし、お客様の旅行のお申込みが旅行開始日の前日から起算して7日以降になされた場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

## 5. 旅行代金

- (1)参加されるお客様のうち、特に表示のない場合、満12歳以上の方は、おとな代金、満6歳以上12歳未満の方はこども代金になります。こどもの方の食事内容はおとなと異なる場合がございます。満6歳未満の幼児の方は、宿泊・食事・入浴等について実費がかかる場合がございます。(バスの座席の確保が必要な場合はこども代金が必要です。)
- (2)旅行代金は、当社らの指定する期日(特に指定がなければ、当社らがお客様に旅行代金を請求した日の翌日から起算して3営業日以内)までにお支払いいただきます。
- (3)お支払いいただく旅行代金は、募集広告又はパンフレットに記載した旅行代金プラス本項(7)の追加代金となります。この合計金額は第2項(4)の申込金、第8項の取消料・違約料、第14項の変更補償金の額の算出基準となります。
- (4)旅行代金には消費税等を含みます。

(5)旅行代金に含まれるもの

- 1.旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道等利用交通機関の運賃(コースによっては等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります。)
- 2.旅行日程に含まれる送迎バスなどの料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所間及び都市間の移動バス料金。ただし旅行日程に「お客様負担」と記してある場合を除きます)
- 3.旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- 4.旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料
- 5.旅行日程に明示した食事の料金(ただし飲物代は含まれません。)・税・サービス料
- 6.添乗員又はスタッフ付コースの添乗員又はスタッフの同行費用
- 7.パンフレット等で旅行代金に含まれると表示したもの

※「第5項(4)の1～7」の運賃・料金・経費をお客様のご都合により一部利用されなくとも払戻しはいたしません。

(6)旅行代金に含まれないもの

本項(5)に記載のもののほかは、特に表示のない場合には旅行代金に含まれません。その一部を除いて表示します。

1.超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)

2.飲物代・クリーニング代・電話・電報料・旅館の仲居・ホテルのルームボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費など個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

3.障害・疾病に関する治療費

4.お客様のご希望によりお一人部屋を使用する場合の追加料金

5.希望者のみ参加されるオプショナルツアーの旅行代金

6.ご自宅から集合出発地までの交通費・宿泊費、及び解散地からご自宅までの交通費・宿泊費

(7)追加代金

以下に記載するものは旅行代金に追加する代金となります。  
(あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合を除きます)。

1.航空会社の選択

2.航空便の選択

3.航空機の等級の選択

4.宿泊ホテル指定の選択

5.部屋の等級アップに関するグレードアップ追加料金

6.1人部屋追加代金

7.パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称する食事又は一部の小旅行がついている追加代金

8.延泊による宿泊代金

9.その他パンフレット等で「〇〇〇追加代金」と称するもの。

## 6. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関などの旅行サービスの提供の中止・官公署の命令・当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延・目的地空港の変更等)その他当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与しないものである理由等を説明して、旅行日程・旅行サービス内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することができます。ただし緊急の場合において、やむを得ない時は変更後に説明いたします。

## 7. 旅行代金の額の変更

(1)当社は、旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額し又は減額することができます。

(2)本項(1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって5日目にあたる日より前にお客様にその旨通知いたします。

(3)当社は、第6項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することができます。  
※本項(3)の費用には、当該契約内容の変更のために、その提供を受けなかった旅行サービスに対しての取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。

※本項(3)において、費用の増加が運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は旅行代金の額の変更をいたしません。

(4)運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、旅行代金の額を変更することができます。

## 8. 旅行契約の解除・取消料・払い戻し

### (1)旅行開始前の解除

#### 1.お客様による解除

ア.お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様への署名なくして取消料の支払いを受けます。

取消日及び 変更日	旅行開始日の前日から起算して さかのぼって下記に当る日			旅行開始日	旅 行 開 始 後
21日前 まで	20～15日前 (日帰りは 11日前)	14～8日前 (日帰りは 10～8日前)		7～2日前 前日 当日	

航空機利用 無料 20% 30% 40% 50% 100%

航空機利用 無料 20% 30% 40% 50% 100%

航空機利用 無料 10% 20% 40% 50% 100%

※旅行開始後および無連絡の不参加によるお取消しは、旅行代金の100%を申し受けます。

※取消料の対象となる旅行代金とは、募集広告・パンフレット・ホームページ記載の旅行代金に第5項(6)の追加代金を加えた合計額です。

※宿泊を伴う旅行の場合、その取消料とは別にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。  
※お客様のご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

イ.当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。

ウ.ご変更及びお取り消しにつきましては、営業時間内にお申し込みの販売店にお申し出ください。営業時間外のFAX・メール等でのお申し出は、翌営業日の午後14時までとさせていただきます。

エ.お客様は、次に掲げる場合においては、「本項(1)の1.のア」の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

a.当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第14項の表左欄に掲げるものその他重要なものであるときには、

b.第7項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

c.天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

d.当社がお客様に対し、第4項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

e.当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

オ.当社は「本項(1)の1.のア」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。取消料が申込金でまだなきときは、その差額を申し受けます。また、「本項(1)の1.のエ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)全額を払い戻します。

2.当社による旅行契約の解除

ア.当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。

イ.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになつたとき。

イ.お客様が病気・必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないとしたとき。

イ.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げおそれがあると認められたとき。

イ.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を当社に求めたとき。

イ.お客様の人が最少催行人数に満たないとき、特に表示のない場合は25名です。契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日曜日)旅行については3日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

イ.スキー・スノーボードを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがある極めて大きいとき。

イ.天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与しない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

イ.通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

イ.お客様が第5項(2)に規定する期日までに旅行代金をお支払いいただけないときは、当該期日の翌日においてお客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、本項に規定する取消料と同額の違約料を支払わなければなりません。

## (2)旅行開始後の解除

### 1.お客様による解除

ア.お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様への署名なくして取消料の支払いを受けます。

イ.お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ.お客様の責任に帰すべき事由によらずパンフレットに記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、「本項(1)の1.のア」の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分に係る金額から当該旅

